

憲法に環境（持続性）原則の導入、 是か非か、皆で議論しませんか。

高市早苗政権が発足し、政界では憲法改正論議が、一部野党も参加して、にわかに盛り上がりを見せています。

改正の主なテーマは、9条・自衛隊に関わる安全保障の問題や、緊急事態における議員任期の延長などのようですが、気候危機など社会を根こそぎ破壊してしまう恐れのある環境危機への国政挙げての取組みは、憲法改正論議の中では各党とも全く取り上げていません。

近い将来、気候異変に伴い、大雨、洪水、干ばつ、山火事、海水面の上昇などの自然災害だけでなく、食料、水、健康、労働生産性の低下などの社会経済面でも、深刻な悪影響の発生が予見されているにも関わらず、です。

憲法に「環境」や社会の「持続性」についての条項が加われば、私たちや将来世代が安心・安全に暮らすための様々な取組みが、国を挙げての必須事項となり、制度として確立されることが期待できます。一方、憲法に手を加えることの危うさを危惧する声もあり、そのため、これまで議論が停滞してきたのも事実です。

私たち環境文明 21 は、かねてから現行憲法に〈環境・持続性原則〉を導入することについて、条文案を示しながら、いわゆる「**加憲**」方式で提案しています。

高市政権が考える憲法改正案が、自民党が多数を占める衆議院を通過すれば、その後の修正は難しくなる可能性があります。

この時節に、改めて憲法に環境・持続性原則を導入することの是非を、皆で、手遅れになる前に議論してみませんか。

【呼びかけ人】

藤村 コノエ（環境文明 21 代表）、加藤 三郎（環境文明 21 顧問）
明日香 壽川（東北大学名誉教授）、一方井 誠治（武蔵野大学名誉教授）
西岡 秀三（地球環境戦略研究機関参与）、藤井 絢子（菜の花ネットワーク元会長）
松尾 友矩（東京大学名誉教授）、松下 和夫（京都大学名誉教授）、
増井 利彦（大阪大学大学院教授）、森谷 賢（環境文明 21 アドバイザー）

【協 力】（一財）地球・人間環境フォーラム

【日 時】2026年5月29日（金）
13：30－16：00（受付開始13：00）

【会 場】参議院議員会館 地下1階「B103 会議室」

【問い合わせ・申し込み先】

認定NPO法人環境文明 21 事務局 ☎ 03-5483-8455

申し込みフォーム <https://forms.gle/VjF3vB7jt5cthgjy5>

※対面とオンラインのハイブリットで行います。